

## ① 補正

特許出願における補正とは、出願書類に記載不備がある場合に、当該書類を補充又は訂正する手続です。

### (1) 補正できる時期

対象書類	条件	備考
願書等	特許庁に係属中	出願取下や査定確定した後は不可
明細書、特許請求の範囲、 図面	特許査定謄本送達前まで	意見書は数日遅れても見てくれますが、明細書等の補正は期間過ぎるとアウト(期間延長した場合を除く)
	拒絶理由通知を受けた後は意見書提出期間内(通常60日)	
要約書	出願日から1年4ヶ月以内	出願公開請求後は不可

### (2) 補正の内容

対象	内容	備考
発明者	誤記	理由書の提出(誤記でない変更は不可)
	追加・削除	発明者全員による宣誓書の提出
出願人	誤記や死亡等	理由書の提出(誤記や死亡等でない変更は不可)
	主体の変更	出願人名義変更届の提出(特許料を納付した後は不可)
明細書、特許請求の範囲、 図面	願書に最初に添付した明細書等に記載した事項の範囲内 発明の特別な技術的特徴を変更するシフト補正は不可	
	最後の拒絶理由が通知されたときは 目的が制限される	請求項の削除 特許請求の範囲の限定的減縮 誤記の訂正 明瞭でない記載の釈明

### (3) 補正の効果

出願時から補正後の内容になっていたものとみなされます。

特許は早いもの勝ちなので、出願日を基準に新規性や進歩性を判断してもらえますが、出願後は新規事項を追加することはできません(国内優先権を主張した場合を除く)。そのため、拒絶理由通知が来た段階で、それを解消するために明細書等に記載していなかった内容を後出しすることはできません。

### (4) 訂正

特許になった後は、出願は特許庁に係属していませんので、補正できません(権利者の表示変更や移転登録申請はできますが、発明者は直せません)。

明細書、特許請求の範囲、図面を変更したい場合は、訂正審判を請求することになります。無効審判を請求されている場合は、審判内で訂正の請求をすることになります。

## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)